



# 「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例 給付金」

問い合わせ 臨時福祉金・子育て世帯臨時  
特例給付金給付事業推進室(TEL 892-0121)

消費税の増税に伴い、低所得者や子育て世帯への負担の影響を緩和するための暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。  
ただし、受け取る給付金は、どちらかになります。  
基準日 26年1月1日時点で住民票が交野市にある人  
※基準日に生まれた人は、給付の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人や、基準日から支給決定までの間に亡くなった人は、対象になりません。  
■臨時福祉給付金

対象 26年度分の市民税(均等割)が非課税の人  
※ただし、市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護の被保護者などは、対象外となります。  
給付額 1人につき1万円  
加算対象者  
対象者のうち、次に該当する人は、1人5千円が加算されます。なお、複数の加算措置該当者でも同額となります。  
▽老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金などの受給者で、26年3月分の受給権があり、4月または5月に年金の振り込みがある人  
▽児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置)などの受給者で、26年1月分の手当を受給している人  
申請期間 7月1日(火)～10月1日(水)  
※6月中旬以降に、制度の案内などを全世帯(子育て世帯臨時特例給付金支給対象者を除く)に郵送

当(特例給付を含む)の受給者で、25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人  
※ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護の被保護者などは、対象外となります。  
給付額 1万円(対象児童1人あたり)  
申請期間 7月1日(火)～10月1日(水)  
※6月中旬以降に、制度の案内を1月分児童手当受給者に郵送  
提出書類 申請書、身分証明書の写し(運転免許証、健康保険者証など)、振込口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード)  
給付金詐欺にご注意ください!  
給付を装った振り込め詐欺、個人情報の詐取にご注意ください。少しでもおかしいと感じた場合は、迷わず交野警察署にご連絡ください。  
問い合わせ 交野警察署(TEL 891-1234)

# こども医療費助成制度が 始まります

問い合わせ 子育て支援課  
(TEL 893-6406)

市は、7月診療分から「乳幼児等医療費助成制度」を「こども医療費助成制度」に変更し、新たに制度を拡充します。  
なお、対象の子ともがいる家庭には、順次、制度の案内を郵送します。  
■拡充内容  
対象 市内在住の小学校3年生修了までの、健康保険に加入している子ども  
※他の医療費助成制度受給者や、生活保護などの対象世帯を除く  
助成対象  
▽通院医療費Ⅱ小学校3年生修了まで  
▽入院医療費・入院時食事療養費Ⅱ小学校6年生修了まで  
市は、7月診療分から「乳幼児等医療費助成制度」を「こども医療費助成制度」に変更し、新たに制度を拡充します。  
なお、対象の子ともがいる家庭には、順次、制度の案内を郵送します。  
②現在、小学校1～3年生までの人で  
▽国保加入者Ⅱ6月末までに「こども医療証」を郵送します  
▽国保以外の健保加入者Ⅱ5月末に郵送した申請書と健康保険証の写しなどを6月中に提出してください。引き換えに「こども医療証」を渡します  
※①②とも加入している健康保険や名前・住所などに変更があった場合は、届け出をしてください。  
※郵送受付・担当課以外での提出は、後日郵送します。

で(変更なし)  
※医療費の全額が、他の制度で助成される場合や保険適用外は除きます。  
負担額 1日500円(ただし、1医療機関につき、1か月に2回(1000円)までの負担)  
■案内の送付  
①現在、乳幼児医療証(黄色)の対象者(小学校就学前の子ども)は、6月末までに7月1日(火)から使用できる「こども医療証」を郵送します。  
②現在、小学校1～3年生までの人で  
▽国保加入者Ⅱ6月末までに「こども医療証」を郵送します  
▽国保以外の健保加入者Ⅱ5月末に郵送した申請書と健康保険証の写しなどを6月中に提出してください。引き換えに「こども医療証」を渡します  
※①②とも加入している健康保険や名前・住所などに変更があった場合は、届け出をしてください。  
※郵送受付・担当課以外での提出は、後日郵送します。

# 介護保険の お知らせ

問い合わせ 高齢介護課  
(TEL 893-6400)

■保険料の本算定・本徴収  
6月は1年間の介護保険料を決定する月です。  
第1号被保険者(65歳以上の人)に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を、6月中旬に送ります。  
普通徴収(口座振替・金融機関などの納付)の人は、納付回数10回(6月～翌年3月分)です。  
特別徴収(年金天引き)の人は、仮徴収を行い、納付は徴収月の年6回です。  
■介護保険制度について  
被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上の

すべての人です。この制度はみなさんの保険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。  
■保険料は期限までに  
保険料の滞納があった場合、介護サービスを使うときに支払う1割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。  
なお、6月からはコンビニエンスストアで、納付ができるようになります。  
■保険料の軽減  
真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に則した保険料の軽減を行います。  
対象 介護保険料所得段階区分が第3・4段階で、次の①～⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人  
①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)  
②世帯の年間収入合計が144万円以下であること(2人以上の場合は33万円、

配偶者は38万円を加算)  
③市民税課税者に扶養されていないこと  
④市民税課税者と生計を共にしていないこと  
⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと  
⑥資産などを活用しても、生活が困難している状態にあること(住居用資産を除く)  
⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること  
⑧介護保険料を滞納していないこと  
軽減内容 保険料第3段階を第2段階に、第4段階を第3段階に軽減  
申し込み 「平成26年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」・印鑑・預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)を高齢介護課まで持参してください。  
■保険料の徴収猶予  
保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。詳しくはお問い合わせください。

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料		
段階	対象	保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	27,756円
2	80万円以下	27,756円
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下	36,084円
4	120万円1円以上	41,628円
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人が非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下	49,956円
6	80万円1円以上	55,500円(基準額)
7	190万円未満	66,600円
8	190万円以上200万円未満	72,156円
9	200万円以上350万円未満	83,256円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満	94,356円
11	500万円以上650万円未満	99,900円
12	650万円以上800万円未満	102,684円
13	800万円以上	105,456円

※所得金額は、前年(25年1～12月)の合計所得金額です。  
※合計所得金額とは、例えば公的年金のみの人であれば、公的年金収入額から必要経費にあたる公的年金等控除額を差し引いた額になります。(社会保険料等控除前の額)

### 保険料の納め方(第1号被保険者)

**特別徴収(年金から天引き)**  
老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

**普通徴収(納付書・口座振替)**  
老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)未満の人、特別徴収が開始される前の人は、納付書を送りますので、納付期限までにお近くの金融機関などで納めてください。また、納め忘れがないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											





# 国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

保険料の料率が決まりました

6月中旬に発送予定の「国民健康保険料納入通知書」に記載されている保険料は、12か月分の年間保険料を10回で割って計算したものです。

保険料率は、医療費の伸びや国民健康保険加入者の所得の状況、加入者数および加入世帯を基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。限度額については、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の基準とおり支援金分を14万円から16万円に、介護分を12万円から14万円に引き上げました。

## 納付方法について

年間保険料の納付方法は、12か月分を年10回（6月から翌年3月まで）に割った支払いとなります。

5月中旬に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯は、4月分の保険料を26年度の保険料確定後の6月納期分（1期分）として納入通知書を送付します。 ※特別徴収（年金天引き）の世帯の人は、4月、6月、8月が仮徴収となり、10月、12月、2月が本徴収の年6回払いとなります。

## 保険料金の支払いが困難な場合

災害、倒産・解雇などにより、大幅に所得が減少した場合や、生活困窮など特別な事情により保険料の支払いが困難な場合は、保険料の減免や軽減の制度がありますので、早めに医療保険課までご相談ください。

## 休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付や納付

相談が困難な人は、ご利用ください。 とき 6月14日（土）・15日（日）いずれも午前10時～午後3時 ところ 市役所本館1階 医療保険課

## 医療費一部負担金の減免制度

次のような事情から病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合、一部負担金の減免制度があります。

- ①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合
- ②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休廃止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合
- ③その他に①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合

## 保険料の納付は口座振替で

保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めに行く手間

## 情報公開コーナー・会議傍聴制度をご利用ください



請求書などは、ホームページ (http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011080200127/) に掲載しています。

また、市の100%出資法人である交野市土地開発公社や（財）交野市体育文化協会などにおいても、市と同様に「情報公開制度」「個人情報保護制度」を設けています。

また、情報公開制度の一環として、市民参加による市政の推進を目的に、各種の会議を公開しており、傍聴することができます。傍聴できる会議は、情報公開コーナーのファイルで、ご覧ください。

# 消費者相談

～ 人脈が広がる、と誘われ、資産運用ソフトを購入～

問い合わせ 消費生活センター（ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003）



場合でも、契約時の詳細を話してもらえれば、解約について検討します。

## 助言

就職難に悩む学生に対し「人脈が広がる」といって、資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばせる苦情が寄せられています。友人や知人から勧誘され、他人に紹介し、商品の購入につながればマーケティングが得られるといった点が、マルチ商法に似ています。友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまふ恐れもあります。また、消費者金融などで借金をさせて、支払わせるケースもあります。

Q 大学の友人に「人脈が広がる」と誘われ、資産運用ソフトを購入し、組織に入りました。他人を紹介し、ソフトの購入につながればマーケティング（紹介料など）が入ると聞きましたが、やはり高額です。解約できないでしょうか。 A マルチ商法にあたる場合は、クーリング・オフ（無条件解除）や取り消し、中途解約ができるケースがあります。 マルチ商法とはいえない

友人からの誘いであっても、必要のない場合はきっぱりと断りましょう。

26年度 保険料の料率					
		医療分	支援金分	介護分	
①～③の合計 年間保険料	①所得割	基準総所得金額 (25年中の所得が対象) × 7.30 %	× 2.24 %	× 2.18 %	
	②均等割	被保険者 1人あたり	27,360円	8,180円	9,930円
	③平等割	1世帯あたり	21,540円	6,440円	5,780円
	限度額		51万円	16万円	14万円

40歳以上 65歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。

## 所得割の基準総所得金額の計算方法

- 給与所得などの場合  
給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)
  - 公的年金などの場合  
年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)
  - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合  
収入－必要経費－基礎控除(33万円)
- ※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

## コンビニでも納付可能

6月発行分の納付書から、保険料がコンビニエンスストアでも納付できます。コンビニでは夜間・休日も含め、いつでも納付可能となり、また、これまでどおり金融機関でも納付できます。 ※納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニでは納付できません。

# 情報公開制度と個人情報保護制度の運用実績

問い合わせ 情報課 (TEL 892・0121)

市民のみなさんに市政への理解と信頼を深めていただく、開かれた市政を実現するために設けられた「情報公開制度」(市が管理している公文書の開示を請求する権利を保障する制度)と、「個人情報保護制度」(市が管理している個人情報適切に取り扱い、自分自身の情報の開示・訂正・削除などを請求する権利を保障する制度)について、下表のとおり、25年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度	開示請求の状況	
	市内在住者	21件
	市外在住者	37件
個人情報保護制度	開示請求の状況	
	全部開示	4件
	部分開示	4件
不存在	2件	
取り下げ	1件	